慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法一一六〕 いわゆる一人会社における株主の意思と営業譲渡に関する株主総会の特別決議(大阪地判昭和四四年三月一八日)
Sub Title	
Author	安井, 威興(Yasui, Takeoki) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1972
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.45, No.10 (1972. 10) ,p.126- 132
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19721015-0126

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法一一六〕いわゆる一人会社における株主の意思と営業譲渡に関する株主総会の特別決議

（大阪地判昭和四四年三月一八日昭和四二年（ワ）一二四号損害賠償請求事件判例時報五六二号七一頁、商事法務研究四九九号判例五〇一、週刊金融・商事判例一六七号一八頁）

〔判示事項〕

一　いわゆる一人会社においては、営業譲渡に関する株式総会の特別会議は、実質上右株主一人の決定をもつてこれに代置し得るものと解するのが妥当である。

二　会社が単に銀行取引停止処分を受けたとの一事をもつて右会社の暖簾を全くの無価値と考えることはできない。

〔参照条文〕

商法二四五条、三四三条、二六六条一項五号

〔事実〕

被告Y_1は研磨材料等の製造販売を目的とする訴外A会社の代表取締役として右会社の経営を行つていたところ、昭和三八年八月手形不渡りにより銀行取引停止処分を受け、同年一〇月一五日右会社は解散の止むなきに至つた。Y_1はA会社の事業を承継させる目的で、昭和三八年九月一一日研磨材料等の製造加工を目的とするB会社を設立し、Y_2を代表取締役に就任させ、Y_2からB会社の対内的対外的な一切の業務執行権限の委任を受けて、事実上会社の経営を行つていた。なおY_1はA、B両会社の実質上唯一の株主である。昭和三八年九月二七日B会社はA会社から、機械、什器、車両、保証金、商品、暖簾等一切を含めて営業全部を譲受けた。右のうち暖簾は一五〇万円と評価されており、その代金は営業権（暖簾）譲受代金名下に昭和三八年一〇月四日八〇万円、同月九日七〇万円が支払われている。ところがB会社は昭和四一年四月九日大阪地方裁判所において破産宣告を受け、原告Xが破産会社（B会社）の破産管財人に就任した。Xは、Y_1、Y_2が右暖簾代金一五〇万円を支払ったことは、B会社において商法二四五条、三四三条の株主総会特別決議を経ていない無効の営業譲受契約に基づくものであり、また当時銀行

取引停止処分を受けていたA会社の暖簾は無価値に等しいものであつたから、B会社に一五〇万円の損害を蒙らせたとし、右損害はY_1、Y_2の故意または過失に基因すると主張して、Y_1に対しては、B会社の業務執行一切の委任を受けた者として委任契約上の債務不履行の責任と、無価値に等しい暖簾を買取らせた不法行為責任とを選択的に追求し、Y_2に対しては、商法二六六条一項五号による取締役の会社に対する責任を追及して、右損害の賠償を請求したのが本件である。

〔判旨〕 請求棄却。

一　本件全証拠からB会社の株主総会が招集され、A会社からの営業譲受に関する特別決議がなされたとの事実を認めることはできないが、Y_1はA、B両会社の唯一の出資者であつて、B会社のY_1以外の株主はいずれも他人より名義のみを借用したにすぎず、B会社の経営にはY_1が当り、日常の営業活動一切を行つていたこと、本件営業譲受もY_1の決定に基づき行われたものであることが認められ、以上の認定を動かすに足りる証拠はない。「そうすると、B会社は実質上Y_1のいわゆる一人会社であつて、本件営業譲受契約に関する株主総会の特別決議は、実質上Y_1の意思決定をもつてこれに代置し得るものと解するのが妥当である。そうすると、本件営業譲受契約は有効であり、Y_1・Y_2が株主総会決議を経ず本件営業譲受契約を為したことのみをもつてY_1の過失並びにY_2の任務懈怠の根拠と為すことはできない。」

二　暖簾とは一般に得意先仕入先の関係、営業上の経験秘訣、経営の組織等財産的価値ある事実関係を包括するものであるが、A会社は昭和三八年八月銀行取引停止処分を受けた当時一応は黒字経営であり、右処分を受けるに至つた理由は、A会社が融通手形を交換し合つていた相手方が約束に反して支払をなさず、不渡の危険が生じたので、支払銀行に保証金を預託し、異議申立提供金を提供させていたが、一時の資金に窮し止むを得ず右保証金の返還を受けて不渡処分を受けたものであること、昭和三八年八月当時A会社の得意先は一〇〇ないし一五〇軒で、右得意先の取引額は多いところで一ヶ月当り五〇ないし六〇万円、少ないところで一万円前後であつたこと、B会社はA会社の得意先を承継することを主目的として設立され、実際に同会社の得意先関係を主とした暖簾を承継して営業を開始したこと、右承継時におけるA会社の暖簾の価額は、計理士の評価によれば、一五〇万円相当とのことであつたこと、B会社は営業譲受より約二年七ヶ月後の昭和四一年四月九日破産宣告を受けるに至つたが、その原因は高金利負担等放漫な経営や、営業形態の転換にせまられての多額の販路開拓費の支出による利益の減少にあることが認められ、右認定を覆すに足りる証拠はない。

「そうすると、B会社の譲受けた暖簾は得意先との関係を見ても全くの無価値ではなくある程度の取引価値を有していたものと言わねばならず、A会社が単に銀行取引停止処分を受けたとの一事をもつて右会社の暖簾を全くの無価値と考えることはできず、しかもXにおいて客観的に相当なるべき具体的評価額につき他に何等の立証もするところがない。」

以上Y_1、Y_2がA会社の暖簾を一五〇万円と評価計上したことは全く理由が無い訳ではなく、本件営業譲受契約が無効ではないこととも考え合わせると、右暖簾代金の計上支出を以て直ちにY_1の過失あるいはY_2の任務懈怠の根拠と為すことはできず、他にY_1の故意または過失行為、委任契約上の義務不履行の事実、Y_2の任務懈怠の事実を認めるに足りる証拠はないとして、本訴請求は理由がなく失当でありいずれも棄却すると判示した。

〔評釈〕 判旨に賛成。

一 本判決は、B会社はY_1を実質上唯一の株主とするいわゆる一人会社であるとし、一人会社の存立を承認することを前提として論を進めている。一人会社とは一人の社員により組織されている会社であるが、広い意味では、形式的にも実質的にも社員が一名である典型的な一人会社、形式的には数人の社員が存在するが、実質的には社員一人であると評価しうる実質上の一人会社および社員が一人となつたため解散した清算中の一人会社などが想定される（津田「一人会社について」法学研究二〇巻二号三頁以下、米津「一人会社について」法学研究四四巻三号一九三頁）。合名会社、合資会社および有限会社については、「社員が一人となりたること」は会社の法定解散原因であるから、一人会社は清算中の会社にのみ認められることになる。これに反して、株式会社については、商法は昭和一三年改正前には「株主が七人未満に減じたること」を解散原因としていたが、無記名株式を発行した場合や記名株式が白地裏書もしくは白紙委任状付で流通した場合には、何人も知らない間に会社が解散しているような不当な結果が生ずるなどの理由により（松本「商法改正要綱解説」私法論文集続編一六四頁）、昭和一三年の改正においてこれを削除した。その際、合名会社の解散原因を規定する九四条の四号を準用し、一人会社たることを株式会社の解散原因に追加しなかつたので、解散前においても、一人会社、特に典型的な一人会社が認められるかが問題となる。典型的な一人会社の存立が認められるならば、実質上の一人会社の存立は当然に認められるであろうからである。会社は社団法人であるから（五二条、五四条一項）、社員が三人となることは会社の実体を欠くことになるとしてこれを認めない説もあるが（田中誠・会社法詳論下八六三頁以下）、通説はこれを承認している（その根拠をまとめたものとして、石井編・註解株式会社法I六五頁、谷川・注釈会社法(1)二一〇頁、米津前掲一九六頁以下）。会社は社団であるとする以上、理論的に一人会社を承認することは困難であるが（服部「社員権論」私法二〇号二七頁）、一人会社を禁止する旨の規定がなく、またその禁止の実効性を担保する規定がない以上、株主が一人となつたことを解散原因と解してみても、その実効性を保証することはできないのであるから、一人会社は理論上の問題ではなく、一人会社が多数存在するという現実を直視して、商法は一人会社を政策的見地からその存立を認めたものと解し、現に事実上存在し、また将来も続出するであろう一人会社を法律上如何に取扱うべきかに力点を置くべきものと思われる（津田前掲(二)二三巻一号三一頁以下、米津前掲一九八頁以下）。判例においても、最高裁昭和四四年二月一七日第一小法廷判決が判決理由中「およそ社団法人において法人とその構

成員たる社員とが法律上別個の人格であることはいうまでもなく、このことは社員が一人である場合も同様である。」としていること（民集三巻二号五一一頁）、また本判決以後であるが、最高裁昭和四六年二月二四日第一小法廷判決が典型的な一人会社について、「いわゆる一人会社においては、その一人の株主が出席すれば、それで株主総会は成立する」と判示していることから（民集二五巻四号五九六頁）、一人会社の存立を承認しているものと思われる。

二　一人会社の例外性は社団たる実体を欠くことであるから、社団性を前提とする株主総会に関する諸規定の適用、解釈に当つては特別の考慮を必要とする。本件では、実質上の一人会社の総会決議は、実質上の一人株主の意思決定をもつて代置しうるか否かが問題の第一点であるが、まず典型的な一人会社において同様の問題につき検討を加えたい。総合招集の決定権限が取締役会に属することから、取締役会の招集決議のない場合でも、一人株主が出席すれば直ちに総会が成立しうるとすることには異論があるものと思われる。しかし、典型的な一人会社においては、招集手続の不備が他の特定株主に不利益を及ぼすような事態は生じないのであり、総会招集手続に関する諸規定は全株主に出席と準備の機会を与えようとする、もつぱら株主の保護を目的とする趣旨に出たものであるから（竹田「株主総会の招集」商法の理論と解釈九二頁、大隅「会社の機関としての社員」会社法の諸問題（増補版）二五三頁、鈴木・会社法一一二頁。石井「株主総会決議の瑕疵」株式会社法講座三巻九四三頁、田中誠前掲上四三二頁）、一人株主がその利益を放棄し、現に出席している場合には、総会は有効に成立するものと解したい（結論同旨・前掲最判昭和四六・二・二四）。そして、一人株主による総会成立を認める以上、一人株主の意思決定をもつて総会決議があつたものと認めうるから（菅原「一人会社について」商事法務六〇〇号八頁、反対・吉永・本件評釈・金融・商事判例二〇一号四頁）、典型的な一人会社においては、総会決議事項についての一人株主の、随時の意思決定が総会決議と評価されることになる。従つて、一人株主が代表取締役を兼ねる様な典型的な一人会社が取締役任用契約もしくは営業譲渡契約を締結する場合には、一人株主たる代表取締役の相手方に対する当該契約締結の意思表示をもつて、商法所定の総会決議があつたものとみなしうると解して差支えないものと思われる。そうでなければ、一人株主たる代表取締役は自己の意思決定に基づき当該契約を締結しながら、総会決議の不存在もしくは取消を主張できることになり、この結果が不当なことは言うまでもない。

ところが、本件B会社は記名株式を発行しており、名義上の株主が存在する実質上の一人会社であるから、右の典型的な一人会社についての結論がそのまま妥当するか否かは検討を要するところである。実質上の一人会社には、実質上の一人株主が意図的に他人名義を借用している場合と、全株式を譲受けながら、名義書換未了のまま放置している場合が想定される。本件認定事実はY_1以外の株主はすべて他人より名義のみを借用したに過ぎないとするから、前者の場合であろうと推測するが、かならずしも明瞭ではない。

前者の場合であれば、B会社の名義株主は、単にY_1に名義を貸与

したのみで、株式の引受払込もしくは譲受のいずれの行為も行つたことはないのであるから、B会社の株主となるはずはなく、またB会社はそれを知つており、容易に立証しうると考えられるから、B会社はY_1のみを株主として取扱わなければならないことになる（大隅「株式の譲渡」株式会社法講座二巻六七四頁、石井・会社法上二〇四頁、松田・株式会社法の理論二五三頁）。もつとも、設立の段階において、B会社の全株式がY_1のみにより引受けられたとすることは、設立の効力をめぐつて議論の分れるところと思われる。発起人の株式引受は法定義務であつて、発起人の資格に影響を及ぼすものではなく（石井編前掲三〇〇頁）、また設立以後の会社において一人会社を承認しながら、設立時の一人会社を承認しないことに実質時な根拠は認められないと考えれば、B会社の設立は有効なものと解される。たとえB会社に設立無効原因があるとしても、設立の無効は訴によつてのみ認められるのであるから、B会社の設立を一応有効なものとして論を進めることは許されるであろう。また、発起人の株式引受を資格要件と解する立場からいえば、B会社の名義株主も株主たることに変りはなく、従つて、Y_1が実質上の一人株主であることの説明が困難である。その場合でも、名義株主とY_1との間に株式譲渡の擬制までも認められるとすれば、Y_1は名義株主の株式については、名義書換未了の株主の地位に立つことになり、これからとりあげる後者の場合に含まれることになる。従つて、B会社の株主名簿上のY_1以外の名義は無権利者たる名義貸与者を意味せず、Y_1を意味すると解されるから、B会社には形式的にも実質的にもY_1のみが株主であつて、典型的な一人会社と同様の結論が認められるものと思われる。

後者の場合、すなわち全株式を譲受けながら書換未了のまま放置してある場合であるならば、Y_1が実質上の一人株主となる以前に他にも株主が存在したわけであるから、名義書換未了株主の地位に関連し、議論の分れるところとなるであろう。従来の通説判例は、記名株式の所得者がまだ名義書換をしていない場合であつても、会社は自己の危険においてその者を株主と認め、その権利行使を認容することができるとしているが（松本・日本会社法論二二一頁、石井前掲上二〇四頁、服部・訂正会社法提要一七三頁、竹内・商事判例研究昭和二五年度一八七頁、最判昭和三〇・一〇・二〇民集九巻一一号一六五七頁）、記名株式の取得者が未だ名義書換をしていない場合には、会社はその者を株主と認め、その権利行使を認容することはできないとする説も有力に主張されている（大隅前掲講座六七二頁、鈴木「株券の譲渡をめぐる諸問題」商法研究Ⅱ三四〇頁、松田・株式会社法の理論二五四頁、田中誠前掲上二六〇頁、龍田「名義書換未了株主の株主として取扱」会社判例百選六六頁）。名義書換未了株主を会社は株主として認容してはならないとする説の実質的な根拠は、従来の通説によるときは、会社は名義書換未了株主に権利行使を認容することも、それを拒否することもできき、その上株主名簿上の株主には無権利者であることを理由に、また実質的株主には名義書換のないことを理由に、双方の権利行使を拒否できることになり、この結果は不当であり、このような会社の恣意を認めるならば、会社理事者がその自由を自己のため濫用するお

それが多いことである（大隅前掲講座六六九頁、鈴木前掲研究三四〇頁、松田前掲二五九頁、田中誠前掲上三二七頁、龍田前掲六七頁）。確かに、名義書換未了株主の取扱いを会社の恣意に委ねうるとすることには問題があると思われるが、従来の通説においても、名義書換未了株主を株主として取扱うことに会社の免責力までも認めるわけではなく（石井前掲上二〇五頁）、株主名簿上の株主、実質上の株主のいずれの株主に対してもその権利行使を否認することは、会社は商法二〇六条一項の会社に対する免責的効力をみずから否定し、実質上の株主に対し損害賠償義務を負うと共に、決議に関しては取消の訴の原因ともなるのであるから、会社はやはりいずれかの株主を株主として取扱うことを要求されることになり、また株式譲受人の要求がない場合にも、会社は自由に名義を書換えもしくは株主として取扱えうるとするわけではないから（竹内前掲一八七頁）、会社の完全な恣意を承認するわけではないのである。株式会社法が典型的な株式会社をその対象として規定しているにもかかわらず、現実には小規模の株式会社が多数存在し、また閉鎖的株式会社を積極的に認め（商法二〇四条の二）、一人会社をも承認していると考えられることから、このような株式会社において、株主名簿制度が典型的な株式会社に比べ如何ほどの意義を有するかを考えるとき、実質上の株主を株主として取扱える余地を残すことの方がより優れているのではあるまいか。B会社がY_1のみを株主として取扱うことがゆるされるならば、B会社には一人の株主しか存在しないのであるから、やはり典型的な一人会社におけると同様の結論が認められるものと思われる（最判昭和四七・三・九判例時報六六三号八八頁は実質上の一人株主が代表取締役に就任して代表権を行使しうるためには、総会および取締役会の議を経ることを要するとするが、いかなる形式があれば総会と評価するのか明らかではない）。

実質上の一人会社においても、実質上の一人株主の意思決定をもつて総会決議とみなしうるとすれば、Y_1はY_2より対内的対外的な一切の業務執行に関する委任を受けて、本件営業譲受もY_1の決定に基づき行われたというのであるから、本判決が、「本件営業譲受契約に関する株主総会の特別決議は実質上Y_1一人の意思決定をもつて、これに代置し得る」としたことは妥当なものといえるであろう。

三　暖簾は法律上は物でも権利または法律関係でもないが経済上は重要な価値を有する事実上の関係ないし事実上の財産であつて、一種の無形固定資産であるところ（蓮井・注釈会社法(6)一三八頁）、本件の如く得意先関係が暖簾として評価されることには異論はない。しかも、A会社が単に銀行取引停止処分を受けたことのみから、暖簾が無価値となるわけではないことは当然である。

以上、判旨の立場はいずれも妥当であり、A会社の暖簾評価額はY_1が計理士に評価させたものであるに反し、Xは客観的に相当なるべき具体的評価額につき何等立証せず、加えてB会社の破産の原因は他に求められるというのであるから、本判決が「右暖簾代金の計上支出を以て直ちにY_1の過失あるいはY_2の任務懈怠の根拠となすことはできない」としたことは正当である。

もつとも、本件は、A、B両会社の法人格を承認することを前提

として判断を下しているが、法人格否認の法理を考慮する余地はなかったのであろうか。もし、その余地があるものとすれば、Xは債権者の代理人として、A、B両会社の法人格を否認し、直接Y_1に債務不履行の責任を追及するべきであったとも考えられる（吉永前掲四頁）。

（安井　威興）